

訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和 7年 7月 1日開始

1. 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 平川病院
代表者名	理事長 平川 浩明
所在地・連絡先	住所 佐賀県唐津市山本644番地5 電話 0955-78-0026 FAX 0955-78-2200

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業者について

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	介護老人保健施設アメリキョウらぎ 訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	住所 佐賀県唐津市厳木町岩屋505番地 電話 0955-51-5222 FAX 0955-51-5220
事業所番号	4151480029
管理者の氏名	岸川 正彦

(2) 運営方針

- ア 事業所の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- イ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じています。
- ウ 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めていきます。
- エ 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目的を設定しその目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。

(3) 職員の配置

職種	人数 (人)	区分				職務の内容
		常勤(人)		非常(人)		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者（医師）	1		1			診察、リハビリの指示
理学療法士	2		2			医師と協力し、リハビリ計画作成 及びリハビリの実施・指導
作業療法士	1		1			

○職務の内容

- ア サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
- イ 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他の職種の方が他職種協働により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って、(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。計画の作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
- ウ 訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- エ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。
- オ それぞれの利用者について、サービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日と12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9：00分から午後5：00分まで

(5) サービス提供地域

実施地域	唐津市、多久市
------	---------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) (介護予防)訪問リハビリテーションの内容について

要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

- ア 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- イ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ウ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- エ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためのやむを得ない場合を除く）
- オ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用負担額

別紙 訪問リハビリテーション利用料金表
介護予防訪問リハビリテーション利用料金表による

(4) その他費用について

○キャンセル料

- ア 利用者又は家族がサービス実施日の当日利用の30分前までにサービス中止の申し出がなかった場合、事業者は利用者に対して料金の全額を請求させていただきます。

4. 利用料等のお支払方法

- (1) 毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の月末までに窓口での現金支払、指定口座に振込送金、郵便局口座自動引き落とし等でお支払い下さい。
※請求書に振込口座を記載しています。

5. サービスの提供にあたって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者の資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が他職種協働により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って、(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。計画の作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。
作成した計画は、利用者に交付します。
- (3) サービス提供を行う従事者に対する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが実際の提供に当たっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 訪問リハビリテーションを実施するにあたり、指示書およびリハビリテーション計画書等を作成するために3ヶ月に1回医師が診療を行います。

6. サービスの終了に関して

- (1) 利用者は、次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ア 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - イ 事業者が守秘義務に反した場合
 - ウ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念上逸脱する行為を行った場合
- (2) 事業者は、次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ア 利用者のサービス利用料金の支払が2か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず30日以内に支払われない場合
 - イ 利用者またはその家族が事業者やサービス提供者に対してセクハラ、暴力等を行った場合
- (3) 契約の自動終了
 - ア 利用者の都合により、3ヶ月以上の中止があった場合
 - イ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ウ 利用者の要介護区分が非該当と認定された場合
 - エ 利用者が死亡した場合

7. 虐待の防止について

- (1) 事業者は利用者の人権の擁護、虐待を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。
 - ア 虐待防止に関する責任者 理学療法士 力久 賢一
 - イ 行政との連携
 - ウ 苦情解決体制の整備
 - エ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための教育、研修の実施

8. 身体拘束について

- (1) 事業所は、原則的として利用者に対して身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある場合は、管理者（医師）が判断し利用者の安全のために行動を制限することがあります。その場合は、医師が緊急をやむを得なかった理由を診療録に記載します。

9. 事故発生の防止および発生時の対応について

- (1) サービス提供等に事故が発生した場合、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要に応じて行政機関へ連絡を入れ、必要な措置を講じます。
- (2) 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関や他の専門的な機関などへ診察を依頼することがあります。

協力医療機関 平川病院
唐津市山本644番地5 0955-78-0026

10. 損害賠償について

- (1) 訪問リハビリテーションサービスの提供に伴って、事業者の提供する責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- (2) 利用者の帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者および保証人は連帯して、事業者に対してその損害を賠償するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業員に対し業務継続について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、業務計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理について

- (1) 従業員の清潔保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

13. サービス内容に関する苦情等相談について

お客様相談窓口	受付担当者	力久 賢一 末松 功之
	利用時間	9:00～17:00
	利用方法	電話 0955-51-5222 面接 意見箱への投函（玄関に設置）

第三者委員や公的機関に於いても、苦情申し立てが出来ます。

第三者委員	・山口 勝巳 (連絡先: 0955-63-2594) ・徳光 弘江 (連絡先: 0955-63-2497)
-------	--

行政相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県福祉サービス運営適正化委員会 連絡先：0952-23-2151 ・唐津市保健福祉部介護保険指定指導係 連絡先：0955-53-8021 ・佐賀県国民健康保険団体連合会 連絡先：0952-26-1477
--------	--

1 4. 個人情報の取り扱い・提供について

- (1) 事業所は、従業者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族、保証人の情報および秘密を第三者に漏洩しません。
- (2) 従業者は、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を文書により得ます。「個人情報の利用目的」に記載。

1 5. 身分証携行義務

- (1) サービス提供を行う従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6. サービス提供の記録

- (1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またサービス提供を完結した日から2年間は保管します。診療録は5年間保管します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。